

## ぎふ美術展 応募チェックリスト

著作物<sup>\*</sup>には、著作権があります。ロゴマーク等には、商標権があります。  
被写体（モデル）には、肖像権があります。

ぎふ美術展のような公募展では、私的利用の範囲を超え作品がたくさん  
の人の目に触れるため、作品が第三者の権利を侵害していないか注意が  
必要です。

作品応募の際には、以下の点について、必要な確認をしてください。

---

### 著作物とは…

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」

例：絵画・彫刻などの美術作品、楽曲、歌詞、キャラクター、肖像写真、風景写真、建築作品など

---

### 1. 著作権について

- 著作物を無断で利用（複製（コピー）、まね）していないか。
- 第三者の著作物を利用する場合、利用の許可をもらっているか。

### 2. 商標権について

- 商標権を有するロゴマーク（商標）等を利用していないか。
- ロゴマーク（商標）等を利用する場合、利用の許可をもらっているか。

### 3. 肖像権・プライバシーの権利について

- 作品は、被写体やモデルの人物の承諾をもらっているか。

第三者の権利を侵害する作品であることが明らかになった場合、入賞・入選を取り消す場合があります。

第三者からの異議申し立て等があった場合、費用負担などを含め、応募者が対処するものとします。

※入賞・入選作品はぎふ美術展HP（3Dバーチャル美術展）で常時公開していることにも留意して利用の許可をもらってください。

【参考】文化庁ホームページ

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

